

○学校教育の一層の活性化を目指し「学校いきいきプラン」（3年間で5万人を目標に社会人を学校に配置）を促進する。（非常勤職員型及びボランティア型の配置）	文部科学省	学校の補助教員として、社会人の活用を図る「学校いきいきプラン」を推進中（緊急地域雇用創出特別交付金を活用）	平成14年度においては約3万人の社会人を学校の補助教員として活用予定。		平成16年度までの3年間で社会人約5万人を活用する予定。
○学校の情報化の推進（校内LANの整備等）	文部科学省	・公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備（各普通教室2台）及びインターネット接続等を推進（地方交付税措置）。 ・教育センター等と各学校を結ぶ教育用イントラネットを構築するため、高度教育用ネットワーク利用環境整備事業を実施。	・公立小中高等学校等の、普通教室のLAN整備率21.1%、インターネット接続率97.9%など、公立学校のIT環境が着実に整備（平成14年3月末現在）		引き続き、公立小中高等学校等における、教育用コンピュータ整備（各普通教室2台）及びインターネット接続等を推進（地方交付税措置）。
○国立大学の再編・統合に着手する。	文部科学省	平成14年10月に2組の大学が統合、15年10月に10組20大学が統合予定。	統合により、教育研究基盤の充実、地域貢献・社会との連携の機能強化等が可能。		各大学の検討の熟度等を踏まえつつ、諸準備の整ったものから適切に推進。
○国公立大学を通じ、国際競争力のある世界最高水準の「トップ30」を育成するため、第三者評価による競争原理を導入し、重点投資を推進する。また、高度な教育、先端的・先導的な学術研究を行う意欲と可能性に富んだ私立大学を重点的に支援する。	文部科学省	「21世紀COEプログラム」において、14年度に、学問分野10分野のうち5分野について公募・選定を行い、採択された50大学113件に重点的支援を実施。	各大学において、学部・研究科の壁を超え、全学的視野に立って戦略的な研究教育体制の構築に取り組む契機となり、大学の活性化に寄与。		各年度ごとの拠点の公募・選定・重点的支援。中間評価、事後評価の実施。
		・私立大学等経常費補助において私立大学教育研究高度化推進特別補助を充実（平成15年度予算案67,481百万円）	・意欲と可能性に富んだ私立大学への重点的補助を行うことで、私立大学の教育研究の向上に寄与（14年度は561法人に補助金を交付（予定））		大学への補助をより充実したものとするため一層重点的・競争的なものとする。

<p>○初等中等教育の一層の活性化を図るなど、教育の構造改革の柱である「21世紀教育新生プラン」を、「学校いきいきプラン」の促進等により、一層推進する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>学校の補助教員として、社会人の活用を図る「学校いきいきプラン」を推進中（緊急地域雇用創出特別交付金を活用）</p>	<p>平成14年度においては約3万人の社会人を学校の補助教員として活用予定。</p>		<p>平成16年度までの3年間で社会人約5万人を活用する予定。</p>
		<p>スーパーサイエンスハイスクールの拡充、理科大好きスクールの創設、大学等と教育現場との連携等を推進するサイエンス・パートナーシップ・プログラム等の推進等の科学技術・理科大好きプランの推進。（平成15年度予算案5,086百万円）</p>	<p>平成14年度においては、スーパーサイエンスハイスクール指定校26校、サイエンス・パートナーシップ・プログラムにより実施された各地域での大学等の研究者による実験等の特別授業や教員研修等により、①理科・数学に重点を置いたカリキュラムの研究開発、②大学等の研究者が教育現場と連携して科学技術・理科に関する教育活動を実施するためのプログラム開発と実践、③生徒が科学技術に触れる機会の充実等が図られている。</p>	<p>取組内容を深化させるとともに、事業を実施して得られた成果を広く普及させる手法について検討中。</p>	<p>平成15年末までにスーパーサイエンスハイスクールを拡充する他、理科大好きスクールの創設やサイエンス・パートナーシップ・プログラム等の取組を推進し、科学技術・理科大好きプランに関する取組を総合的、一体的に推進する。</p>
<p>○司法制度改革審議会の意見を踏まえ、平成16年4月の学生受入を目指した法科大学院の整備に着手する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・第155回国会において学校教育法を改正し、高度専門職業人養成を行う専門職大学院制度を整備。 ・中央教育審議会（平成15年1月23日）に基づき、法科大学院を含む専門職大学院設置基準を策定。</p>			<p>新たに申請された専門職大学院について認可</p>
<p>○国立大学の再編・統合等を行うため国立学校設置法の一部改正法案を提出する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>第154回国会に、国立学校設置法の一部改正案を提出（平成14年2月）。</p>	<p>図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設し、教育研究の充実を図った。（平成14年10月）</p>	<p>統合した大学における教育研究の充実状況を今後フォローする必要がある。</p>	<p>第156回国会において、10組20大学の国立大学の統合を行うための国立学校設置法の一部改正案を提出。</p>

<p>○大学院の1年制の専門大学院の制度化、通信制博士課程の制度化について、中央教育審議会大学分科会において審議し、答申を得て、実施する。また、短大の社会人の再教育等に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティ・カレッジ）を強化（地域総合科学科の設置の推奨等）する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・一年制の専門大学院について、中央教育審議会において答申を得て、大学院設置基準を改正（平成14年3月）。</p> <p>・地域総合科学科の設置を検討する短期大学からのヒアリングを実施するなど地域総合科学科の設置を推奨。</p>	<p>・各大学が社会人のニーズに応じて、機動的・弾力的に専門大学院を設置できるようになった。</p> <p>・平成14年度から短期大学基準協会による地域総合科学科としての特色と教育の質を保証する適格認定開始。（平成14年度の認定数：4短期大学、4学科）</p>	<p>・一年制の専門大学院、通信制博士課程については、既存の大学院制度の枠組みにおけるものであり、研究指導や論文作成等が必要など高度専門職業人養成に柔軟に対応できないなどの制約もある。</p>	<p>今後、高度専門職業人養成の一層の充実を図るため、専門大学院制度を発展させた専門職大学院制度を整備することとした。（第155回国会で学校教育法を改正、平成14年度中に専門職大学院設置基準を策定）</p>
<p>○国立大学を早期に法人化するため、非公務員型の選択や経営責任の明確化、民間的経営手法の導入など平成13年度中に国立大学改革の方向性を定める。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出（平成16年4月に国立大学法人へ移行予定）。</p>			
<p>○学校への補助教員を含む公的部門の緊急かつ臨時的な雇用の確保</p>	<p>文部科学省、厚生労働省</p>	<p>学校の補助教員として、社会人の活用を図る「学校いきいきプラン」を推進中（緊急地域雇用創出特別交付金を活用）</p>	<p>平成14年度においては約3万人の社会人を学校の補助教員として活用予定。</p>		<p>平成16年度までの3年間で社会人約5万人を活用する予定。</p>
<p>○大学等におけるe-Learningの推進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・遠隔教育実施のための設備及び体制を整備</p>			<p>・平成16年度以降、モデル授業の実施と科目増</p> <p>・平成16年度以降、海外展開の方策検討及びモデル授業の実施</p>
<p>○スクールカウンセラーの配置の推進</p>	<p>文部科学省</p>	<p>・児童生徒の心の悩みや不安に対応するため、スクールカウンセラーを各学校に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行う。（平成15年度予算案4,029百万円（平成15年度配置予定校数 7,000校）</p>	<p>・平成14年度において、スクールカウンセラーを5,500校配置（平成14年度予算）</p>		<p>引き続きスクールカウンセラーの配置を図る</p>

○教員を評価し処遇するシステムの確立に向けた調査研究や、学校の評価システムの確立と全校実施、学校評価の外部公開に向けた調査研究	文部科学省	平成14年度予算において、優秀な教員の表彰制度等に関する調査研究を、全都道府県・指定都市に委嘱して実施している。 また「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市に委嘱して実施。(平成15年度予算案118百万円)	各教育委員会において、新たな教員表彰制度を創設するなどの取組が進んでいる。		「教員の評価に関する調査研究」を全都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して実施することにより、各都道府県教育委員会等における新たな教員評価システムの導入を促進する。 平成15年度から17年度の間、可及的速やかに各都道府県教育委員会等において新たな教員評価システムを導入するよう指導。
		小学校設置基準等の省令に、学校は自己評価の実施とその結果の公表に努めることを規定した(平成14年4月施行)。また平成14年度より「学校の評価システムの確立に関する調査研究」を全都道府県・指定都市に委嘱して実施。(平成15年度予算案47百万円)	各学校、教育委員会において、学校の自己評価等の取組が進んでいる。		引き続き、学校や地域の状況に応じた学校の評価を行うための具体的な方策について、全都道府県・指定都市に実践的な研究を委嘱する「学校の評価システムの確立に関する調査研究」を実施。
○初等中等教育における教育内容の充実<再掲>	文部科学省				
○国際的に開かれた教育を推進するための留学生の支援の充実や宿舎等受入れ体制の整備等の実施	文部科学省	留学生施策の推進(平成15年度予算案541,20百万円)	外国人留学生の受入総数95,550人(対前年度16,738人(21.2%)増)(平成14年5月1日現在)		・留学生交流政策を引き続き推進し、留学生支援の充実や受入れ環境の整備等を実施 ・留学生を含む学生支援を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構を平成16年4月に設立予定
○大学教員の評価、結果公表、評価結果に応じた処遇	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。			

<p>○短大等が社会人の再教育・再訓練に柔軟に応える機能（いわゆるコミュニティカレッジ）の強化、一年制専門大学院の制度化、大学院の通信制博士課程の制度化</p>	<p>文部科学省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一年制の専門大学院、通信制博士課程について、中央教育審議会において答申を得て、大学院設置基準を改正（平成14年3月）。 ・地域総合科学科の設置を検討する短期大学からのヒアリングを実施するなど地域総合科学科の設置を推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度から短期大学基準協会による地域総合科学科としての特色と教育の質を保証する適格認定開始。（平成14年度の認定数：4短期大学、4学科） 		
<p>○大学教員の任期制の推進（能力、実績に応じた給与等の処遇）</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出（平成16年4月に国立大学法人へ移行予定）。これによって、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型となり、各大学において任期付教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となる。</p>			
<p>○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化しよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し</p>	<p>文部科学省</p>	<p>平成14年の臨時国会において、改正学校教育法（平成14年11月29日法律第118号）により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。（平成16年4月1日施行）平成14年8月5日、中央教育審議会答申「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」を得た。これを受けて、学校教育法等を改正し、組織改編の前後で授与する学位の種類・分野に変更がない場合は、認可不要とする等の設置認可の弾力化を行った（平成15年4月1日施行）。</p>	<p>学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 ・平成16年度から第三者評価を施行

○大学運営における第三者評価の実施（継続的に推進）	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)			<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 ・平成16年度から第三者評価を施行
○私立学校の設置促進のための施策の検討（設置基準、「準則主義」、私学審議会）	文部科学省	<p>多様な小・中学校の設置を促進する観点から、小学校設置基準及び中学校設置基準を策定し、小・中学校の設置基準を明確化した。</p> <p>私立学校の設置促進を含め、多様な教育機会を提供する観点から、小・中学校設置基準を平成14年4月より施行した。また、私立学校審議会をより開かれたものとするため、委員名簿や議事概要について、各都道府県のホームページ等において公開することを都道府県私立学校主管部課長会議(平成15年1月)等において要請するとともに、一層の改革に向けて、構成員・運営を含む私立学校審議会の在り方を引き続き検討中。</p>	小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）及び中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）を策定。（平成14年4月1日施行）		
○公立学校システムに関する教員人事権のあり方を含めた検討	文部科学省	<p>平成14年度より実施している「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」において、教員人事権の在り方を含め検討を行っている。</p> <p>また、平成14年度臨時国会において成立した構造改革特別区域法第13条により、県費負担教職員に加えて、構造改革特区において市町村が教職員の給与を負担し任用することが可能となる。</p>	「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」による実践研究校における、校長・教員公募の実施。		「新しいタイプの学校運営の在り方に関する実践研究」を推進。また、構造改革特別区域法は平成15年4月1日から施行。

○国立大学について、国際競争力のある大学を目指し、再編・統合計画を策定する。	文部科学省	平成14年度中に再編・統合の現状及び今後の取り組みについて取りまとめ。	各大学の再編・統合の検討を促進。		
○国際競争力ある大学育成のため、任期付教員の処遇改善に関して、早ければ平成14年通常国会に「大学の教員等の任期に関する法律」の一部改正法案を提出する。	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。これによって、国立大学法人化後の教員の身分は非公務員型となり、各大学において任期付教員に対する給与等の優遇措置を講じることが可能となる。			
○学科の設置及び学部・学科の改廃を一層弾力化できるよう、第三者機関による継続的な評価の在り方の検討や大学設置基準等の見直し	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)	学校教育法等の改正により、各大学等の自主性が高まり、弾力的な取組を行えるようになった。		・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 ・平成16年度から第三者評価を施行
○大学運営における第三者評価の実施(継続的に推進)	文部科学省	平成14年の臨時国会において、改正学校教育法(平成14年11月29日法律第118号)により、文部科学大臣の認証を受けた複数の民間機関等による大学の第三者評価制度を導入。(平成16年4月1日施行)			・平成15年度に、評価機関の認証基準を策定。 ・平成16年度から第三者評価を施行
○国立大学の法人化にともなう、外部からの専門家参加、情報公開等による透明性の確保や、事務部門のアウトソーシング等運営の自由度の向上の確保の検討、結論	文部科学省	平成15年通常国会に「国立大学法人法案」を提出(平成16年4月に国立大学法人へ移行予定)。			

<p>○大学評価・学位授与機構による評価を平成15年度から本格実施する。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>大学の第三者評価（認証評価）制度の導入（平成16年度から施行）や、今国会に大学評価・学位授与機構の独法化法案を提出し、新たに国立大学法人の教育研究に係る評価業務も付加するなど、状況が変化しているため、平成15年度からの本格実施は見送ることとする。</p>			<p>国立大学法人評価など今後の評価の在り方について検討。</p>
--	--------------	--	--	--	-----------------------------------